

第5回静岡市・由比町合併協議会次第

日 時 平成19年12月1日（土）

午後4時から

場 所 静岡市役所静岡庁舎新館

17階「170会議室」

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 協 議

① 合併の是非決定について

(2) その他

4 閉 会

静岡市・由比町合併協議会合併是非判断確認表

規約順

平成19年12月1日

No	区分	氏名	備考	是	非
1	委員	鈴木和彦	静岡市議会議員		
2	委員	剣持邦昭	静岡市議会議員		
3	委員	青木仁	由比町議會議長		
4	委員	横尾泰治	由比町議会副議長		
5	委員	市川源一	静岡市自治会連合会会长		
6	委員	藤浪二美雄	清水商工会議所参与		
7	委員	佐藤京子	静岡市しみず女性の会副会長		
8	委員	岩邊泰	由比町区長会会长		
9	委員	小倉忠一	由比町経済界代表 (静岡県商工会連合会会长)		
10	委員	豊島智江	由比町女性団体連絡会会长		
11	委員	市川彰	静岡県総務部理事		
12	副会長	望月俊明	由比町長		
計					
13	会長	小嶋善吉	静岡市長		
計					

合併協定書

(案)

静岡市・由比町

1 合併の方式

庵原郡由比町を廃し、その区域を静岡市に編入するものとする。

なお、同区域は清水区の区域に編入するものとする。

2 合併の期日

平成20年11月1日とする。

3 合併後の市の名称

静岡市とする。

4 合併後の市の事務所の位置

静岡市の現在の事務所の位置とする。

5 財産及び公の施設の取扱い

由比町の財産及び公の施設は、すべて静岡市に引き継ぐものとする。

6 市議会議員の定数及び任期の取扱い

市町村の合併の特例等に関する法律の特例制度は、適用しない。

7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

由比町農業委員会は、静岡市農業委員会に統合する。

ただし、市町村の合併の特例等に関する法律第11条第1項第2号の規定により、由比町の農業委員会の選挙による委員のうち1人は、静岡市農業委員会の委員の残任期間に限り、引き続き静岡市農業委員会の選挙による委員として在任するものとする。

8 地方税の取扱い

静岡市の制度に統一する。

ただし、由比町の区域については、市町村の合併の特例等に関する法律第16条第1項の規定により、合併の属する年度及びこれに続く2年度に限り、事業所税を課税免除し、都市計画税の税率を0.2%とする。

9 一般職の職員の身分

由比町の定数内の職員は、すべて静岡市の職員として引き継ぐものとする。

職員の任免、給与その他の身分取扱いについては、不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとする。

10 地域審議会及び地域自治組織の取扱い

地域審議会及び地域自治組織は設置しない。

ただし、由比地区からの意見交換の要望について配慮するものとする。

11 合併基本計画

別添「静岡市・由比町合併基本計画」に定めるとおりとする。

12 一部事務組合等の取扱い

(1) 一部事務組合の取扱いについては、次のとおりとする。

① 共立蒲原総合病院組合については、由比町は合併の日の前日をもって脱退するものとする。

運営費に係る静岡市の負担割合は、従前の静岡市の負担割合に由比町分を加えた負担割合とする。

関係市町は、実効性のある経営改善に努めるものとする。

平成18年度までの累積欠損金については、毎年度の予算の定めるところにより、平成26年度までに清算する。

平成19年度に生じた欠損金については、翌年度に処理し、平成20年度以降については、毎年度の予算に定めるところにより、欠損金が生じないよう措置するものとする。

なお、駿河看護専門学校は、平成22年度末をもって廃校す

るものとする。

② 庵原郡環境衛生組合については、合併の日の前日をもって解散するものとし、由比町の区域における当該組合が処理している事務を、静岡市に引き継ぐものとする。

なお、解散後の庵原郡環境衛生組合の財産及び職員の取扱いについては、関係市町において、別途協議して定めるものとする。

③ 庵原地区消防組合については、合併の日の前日をもって解散するものとし、由比町の区域における当該組合が処理している事務を、静岡市に引き継ぐものとする。

なお、解散後の庵原地区消防組合の財産及び職員の取扱いについては、関係市町において、別途協議して定めるものとする。

④ 県道富士宮由比線・市町道富士川由比線道路組合については、合併の日の前日までに解散するものとする。

⑤ 静岡県市町総合事務組合については、由比町は合併の日の前日をもって脱退するものとする。

(2) 静庵地区広域市町村圏協議会については、合併の日の前日をもって廃止するものとする。

(3) その他の事務の共同処理については、由比町は合併の日の

前日をもって脱退し、静岡市の加入が必要なものについては、
合併後に加入するものとする。

(4) 第3セクターについては、当面現行のとおりとする。

13 使用料、手数料等の取扱い

静岡市の制度に統一する。

ただし、由比町独自の施設の使用料等は、当分の間、現行のと
おりとする。

14 国民健康保険事業の取扱い

静岡市の制度に統一する。

15 組織及び機構

静岡市の組織及び機構に統一する。

なお、激変緩和のため、由比町の区域に平成20年11月1日の合
併期日から平成21年3月31日までは、規模や機能を検討し、支所
的機能を設置する。その後は、支所的機能を段階的に縮小し、當
分の間、事務所を置くものとする。

(別紙、合併協議会の付帯意見有り。)

16 特別職の職員の身分

由比町の特別職の職員は、すべてその身分を失う。

17 条例・規則の取扱い

静岡市の条例・規則等を適用する。

ただし、各種事務事業の調整内容を踏まえ、必要に応じ条例、規則等の新規制定、一部改正等を行う。

18 公共的団体等の取扱い

合併後の市の一体性の速やかな確立に資するため、各団体のこれまでの経緯、実情等を十分尊重しながら、法の趣旨に沿った調整に努め、可能な限り合併時に静岡市の当該団体に統合するものとする。

19 補助金、交付金等の取扱い

静岡市の制度に統一する。

20 行政連絡機構の取扱い

静岡市自治会連合会に統合する。

広報紙の配付等の行政連絡事務については、静岡市の制度に統

一する。

21 町・字名の取扱い

由比町の町・字名は、清水区を冠したうえで、原則として現行のとおりとする。

ただし、合併に際し、由比町の町・字名の変更が必要となった場合は、当該地域の住民の意思を尊重し、検討するものとする。

22 各種福祉制度の取扱い

静岡市の制度に統一する。

23 慣行の取扱い

静岡市の制度に統一する。

24 保健衛生事業の取扱い

静岡市の制度に統一する。

25 清掃事業の取扱い

静岡市の制度に統一する。

26 各種産業制度の取扱い

静岡市の制度に統一する。

27 教育制度の取扱い

静岡市の制度に統一する。

28 消防団の取扱い

静岡市消防団に統合する。

29 上水道事業の取扱い

静岡市の制度に統一する。

30 下水処理事業の取扱い

合併後、地域の実情に適した処理方法を検討するものとする。

31 各種事務事業の取扱い

静岡市の制度に統一する。

別 紙

15 組織及び機構に対する合併協議会の付帯意見

由比町民の不安解消に向け、最大限の努力をしてほしい。

調 印 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第3条第1項の規定に基づき設置された静岡市・由比町合併協議会において、合併に関する協議が調ったので、ここに署名調印する。

平成19年12月5日

静岡市長

由比町長

立 会 人

静岡県知事

静岡市議会議長

由比町議会議長

静岡市・由比町合併基本計画

平成19年12月

静岡市・由比町合併協議会

目 次

I 基本計画の概要	1
1 計画の趣旨	
2 計画の構成	
3 計画の期間	
II 合併の必要性と効果	2
1 合併の必要性	
2 合併の効果	
III まちづくりの基本方針	4
1 新しいまちづくり	
2 由比地域の役割	
3 由比地域の特性と土地利用の方針	
IV まちづくり計画	6
1 健康・福祉	
2 文化・学習	
3 生活環境	
4 産業・経済	
5 都市基盤	
6 行財政	
V 公共施設統合整備の基本的考え方	14
VI 県事業の推進	15
1 静岡県が実施を予定する事業	
VII 財政計画	16

I 基本計画の概要

1 計画の趣旨

本計画は、「市町村の合併の特例等に関する法律」第6条に基づく法定計画として作成するもので、静岡市と合併後の由比地区の整備を、総合的かつ効果的に推進していくための基本方針を定めるとともに、この方針に基づいたまちづくり計画を策定してその実現を図ることにより、速やかな一体性の確立と市域全体の均衡ある発展を促進し、住民福祉の向上を図ろうとするものである。

2 計画の構成

本計画は、「まちづくりの基本方針」、「基本方針を実現するための施策」、「公共施設の統合整備」及び「財政計画」を中心として構成する。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、平成20年度から平成24年度までの5年間とする。

II 合併の必要性と効果

1 合併の必要性

交通・通信手段の発展に伴い、地域住民の日常生活圏は、市、町といった行政区域を超えて広がっている。

また、住民の生活水準の向上は、より多様化・高度化した行政を要求するに至っている。

このような行政需要に対応するためには、すでに生活圏が一体化している市・町がその行政区域を統一し、広域的、長期的視野に立った計画のもと、効率的な行政運営を行う必要がある。

静岡市と由比町とは、以前から住民の日常生活圏、経済圏をひとつにしており、昭和47年には、静岡市、清水市、富士川町、蒲原町、由比町により、地方自治法第252条の2に基づく協議会として、静清庵地区広域市町村圏協議会（平成15年の静岡市と清水市の合併により静庵地区広域市町村圏協議会と改称）を設置し、静清庵地区広域市町村圏の振興整備に関する計画の策定を行うとともに、平成17年度からは蒲原町を編入合併した静岡市が加わり、地方自治法第284条による一部事務組合（医療、衛生、消防）を運営し、広域行政を推進してきている。

なお、平成17年の国勢調査によると、由比町から静岡市に通勤、通学している人は、2,087人、静岡市から由比町に通勤、通学している人は678人となっており、約2,800人の住民が毎日、両市町間を行き来していることになる。

また、通勤、通学以外にも買い物での行き来も多く静岡商圏を形成しており、生活実感からは既に同じ「まち」ともいえる状況になっている。

2 合併の効果

(1) 住民の利便性の向上

- ① 住民の生活圏に即した行政区域の編成により、利用可能な行政窓口が増加し、住民票の発行などの窓口サービスが、住居や勤務地の近くなど多くの場所で利用できるようになる。
- ② 今まで、利用が制限されていた他の市町の公共施設（図書館、スポーツ施設、保健福祉センター等）が同じ自治体の住民として利用できるようになる。

(2) サービスの多様化・高度化

- ① 従来、県と市町に分かれていた事務が一元化され、一体的、総合的な行政の展開が可能となる。
- ② 小規模市町村では設置困難な男女共同参画や都市計画、国際化、情報化等の専任の組織・職員を置くことができ、より多様な個性ある行政施策の展開が可能になる。

- ③ 従来、採用が困難又は十分に確保できなかつた専門職（社会福祉士、保健師、理学療法士、土木技師、建築技師等）の採用・増強を図ることができ、専門的かつ高度なサービスの提供が可能になる。

(3) 広域的視点に立ったまちづくりと施策展開

- ① 広域的視点に立って、道路や公共施設の整備、土地利用、地域の個性を活かしたゾーニングなど、まちづくりをより効果的に実施することができるようになる。
- ② 環境問題や水資源問題、観光振興など、広域的な調整、取組等を必要とする課題に関する施策を有効に展開できるようになる。

III まちづくりの基本方針

1 新しいまちづくり

静岡市と由比町とは、住民の日常生活圏、経済圏をひとつにし、静岡市を中心とする静岡県中部100万都市圏の一部を形成している。

このような中で静岡市は、県都として、政令指定都市として、日本を代表する都市のひとつであるという役割を果たしてきている。

このため、既に一体的な日常生活圏を形成している静岡市と由比町は、合併を行うことでひとつの自治体として、より広域的に、一体的かつ総合的観点に基づいた行財政を推進し、健康・福祉、文化・学習、生活環境、産業・経済、都市基盤の整備等の向上に努め、均衡ある発展を図りながら、一体的なまちづくりを行っていくこととする。

2 由比地域の役割

由比町は、温暖な気候と海、山などの豊かな自然に恵まれ、山では、傾斜地を利用して柑橘類やびわなどの栽培、海においては桜えび、しらすや定置網漁を中心とした沿岸漁業が行われ、これらの関連産業とともに発展してきた。

また、古くは東海道の16番目の宿場町として栄えてきたことから、当時の面影を残すまちなみが今でも存在し、東海道広重美術館の開館以降、多くの観光客が訪れている。

現在、農業においては西山寺阿僧地区土地改良事業の実施により、農業の担い手が育成されつつあり、併せて観光型農業など新しい農業の展開も期待されている。由比漁港では、地域ブランドである由比桜えびを中心とした漁業生産、流通、加工の拠点として基盤整備が進んでいる。

このため、情報発信をくりかえし世界に誇れるまちづくりを目指す静岡市の中にあって、由比地域の役割は、地域の自然環境、資源を活かした農・漁業と調和のとれたまちづくり、さらには、静岡地域の観光資源と由比桜えび、薩埵峠、東海道広重美術館などを有機的に連携した観光機能をもつまちづくりが期待される。

一方、浜石岳から続く山なみが海岸まで迫っており、地すべり被害が懸念されることから、国による対策工事が行われているところだが、静岡市の中央部と由比町を結ぶ幹線道路は、海岸線を通過する国道1号のみであり、均衡ある発展、速やかな一体化を進めていくためには、バイパス的機能をもつ新たな道路の整備が急務となっている。

3 由比地域の特性と土地利用の方針

土地利用に当たっては、自然的・社会的・経済的及び文化的条件等に配慮しながら、生活環境の確保、地域産業の振興など均衡ある発展を図ることを基本とし、豊かな自然や歴史文化などの地域特性と調和のとれた都市機能を持つまちづくりを目指し、総合的かつ計画的に行うものとする。

【北部地域】

土地の大部分は、森林と農地で構成されており、農業の安定した経営を構築するため、担い手育成に資する農地の効率的かつ総合的な利用を促進していくとともに、農用地や森林は国土保全や水源かん養等の多目的な役割をもっているため、その保全・整備に努める。

また、浜石岳周辺においては恵まれた自然を観光・レクリエーションに活用するための環境整備を進める。

由比川沿いに南北に通過する県道富士富士宮由比線は市街地と山間部を結び、広域的には由比町と富士宮市を結ぶ重要な路線であり、奥行きのある地域の形成に向け、効果的な土地利用を進めるため、早期の道路整備を図る。

【南部地域】

駿河湾沿いに東西交通の大動脈である東名高速道路、国道1号、JR東海道本線の広域交通が集中している。この地域は古くから東海道の宿場町として発展してきた地域であり、住・工・商業が混在し、併用住宅も多く存在している。また、文化、教育、福祉関連の公共公益施設が集積している。

したがって、この地域の土地利用については、都市計画における用途指定に基づき、道路、公園などの基盤整備を充実するなど、生活拠点として良好な住環境の整備を進める。また、由比地域の文化・スポーツ活動の拠点、さらには東海道広重美術館を中心とした観光・交流拠点としての充実を図る。

一方、由比漁港は、全国的にも知名度が高い桜えび水揚げの基地港として整備を進めている。また、国道1号、JR東海道本線に接し、アクセスに恵まれているため、遊漁船や定置網漁等の観光漁業の推進と合わせ、総合的な水産業の基地、新たな交流拠点としてのまちづくりを目指すものである。

IV まちづくり計画

由比地域と静岡市との速やかな一体化と市域全体の均衡ある発展を促進し、市民福祉の向上等を図るため、「まちづくりの基本方針」に基づき、次の体系により施策を展開する。

1 健康・福祉

- (1) 心がかよい笑顔あふれる市民福祉の推進
- (2) 未来を築く元気な子どもの育成支援
- (3) 障害のある人の自立を支えるシステムの構築
- (4) 人間関係豊かな長寿のまちの確立
- (5) いきいきと暮らせる健康づくりの推進

2 文化・学習

- (1) 生涯学習の推進とまちづくりへの参加
- (2) 多彩な文化の継承と独自文化の創造
- (3) 次代を担う人材の育成と環境の整備
- (4) スポーツ・レクリエーションの推進

3 生活環境

- (1) 環境低負荷型都市の建設
- (2) 水と緑の環境の創出
- (3) 地震や災害に強いまちづくりの推進
- (4) 快適でゆとりと信頼ある市民生活の確保

4 産業・経済

- (1) 環境と調和した農林水産業の高付加価値化
- (2) 地域の魅力を活かした観光・交流産業の高度化
- (3) 優れた能力と意欲ある人材の育成・支援

5 都市基盤

- (1) 快適で個性のある魅力的な都市空間の創出
- (2) にぎわいと風格のある「まちの顔」づくり
- (3) 多彩な交流と活動を支える交通・情報体系の構築

6 行財政

- (1) 市民満足のための高次・高質な行政の展開

1 健康・福祉

少子高齢化の急速な進行や就労女性の増加などの社会情勢の変化に伴い多様化するニーズに対応し、長寿社会において、だれもが心身ともに健康に暮らすことができる社会環境の整備を推進する。

- ・ 未来を担う子どもたちを、安心して生み、育てることができる環境を充実する。
- ・ 市民が必要とする医療サービスが受けられ、安心して生活することができる環境の整備を推進する。

〈市が実施する主要な事業〉

事 業 名	事 業 概 要
子育て支援の推進	<p>1 保育所の運営 女性の社会進出の增大と就労形態の多様化の中で、要保育児童の保育と保育環境の充実</p> <p>2 児童館の運営 児童に安全かつ創造的な遊びの活動を体験させ、健全育成を図るとともに、地域の人達との交流の場として運営</p> <p>3 放課後児童クラブの運営 留守家庭児童の健全育成を図るとともに、子育てと就労の両立を支援</p>
救急医療対策事業	毎夜間及び休日等の救急医療体制を確保するための事業を実施

2 文化・学習

少子・高齢化社会の進行や、国際化、高度情報通信化の進展などにより高まっている生涯を通じての学習ニーズに対応するための環境整備を推進する。

また、多様化するスポーツ・レクリエーションのニーズに対応するための環境整備を推進する。

- ・ 幼児期から高齢期までの、生涯を通じての多種多様な学習ニーズに対応できる学習環境の整備を推進する。
- ・ 地域の歴史ある文化の継承、保全に努めるとともに、市民が芸術文化に触れることのできる環境を充実し、地域に根ざした独自文化の創造を目指す。
- ・ 次代を担う子どもたちが、心身ともに健康で、確かな学力を育めるよう、教育環境の整備を推進する。
- ・ 健やかな人生を築く生涯スポーツの推進を図るための環境整備を推進する。

〈市が実施する主要な事業〉

事 業 名	事 業 概 要
教育施設の整備	次代を担う子どもたちが、心身ともに健康で、確かな学力を育むことができる教育環境の整備推進 中学校管理棟等
スポーツ施設の整備	生涯スポーツの推進を図る環境整備 スポーツ施設改修
スポーツ拠点づくり推進支援	生涯スポーツの拠点づくりを推進する事業支援 スポーツ大会の開催支援

3 生活環境

環境問題に的確に対応し、豊かな自然環境という財産を後世に引継いでいくため、環境への負荷を低減する社会システムを構築する。また、災害から生命、財産を守り、市民が安心して暮らせる災害に強いまちづくりを推進する。

- ・ 豊かな水と緑あふれる安全・快適な生活環境の整備を推進する。また、環境を支える水資源を育み、実情に応じた適切な汚水処理を推進する。
- ・ 総合的な防災体制の整備を図るとともに、災害を未然に防ぐための施策を推進し、災害に強いまちづくりを進める。

〈市が実施する主要な事業〉

事 業 名	事 業 概 要
生活排水対策事業	地域の実情に応じ、公共下水道、合併処理浄化槽等を効率的に組み合わせ、清潔で快適な市民生活を支える環境を整備
上水道事業	災害に強く、良質な水道水の安定的な給水体制の確立 浄水場、配水場、管網等の整備
災害時の水利対策事業	予想される大規模地震に備え、災害時における水利の確保を図るため、耐震性小型貯水槽を整備
治山事業	山地災害の発生を未然に防ぐため、森林整備や治山ダム等の設置
河川改修事業	災害の発生を未然に防ぐため、流下能力の不足する河川等を改修、整備

4 産業・経済

市場経済化の進行に伴う国際競争の激化、少子高齢化、規制緩和、高度情報通信社会の到来など、産業・経済をとりまく環境は激しく変化している。

このような状況の中で、首都圏と中京圏の中間に位置し、日本の中央部における東西交通と南北交通の結節点という利点を活かし、産業の融合化・多様化、高度化・高付加価値化を推進する。

- ・ 地域資源を活かした産業の高度化・高付加価値化を図るため、将来を担う人材の育成等を支援する。
- ・ 国際競争の激化や、食に対する関心の高まり等に伴う消費者ニーズの多様化等に対応するため、農林水産業基盤の整備を進め、競争力のある農林水産業の育成を推進する。
- ・ 多様化する余暇の活用方法に対応し、都市と農漁村の交流を促進する環境整備を推進し、新たな交流拠点として育成する。

〈市が実施する主要な事業〉

事 業 名	事 業 概 要
商工業活性化支援	地場産品のPR、イベント等を支援し、商工業の活性化を推進
漁港整備事業	1 由比漁港整備 護岸道路等 2 小規模局部改良
水産用共同施設整備支援	水産業の合理化、近代化を図るため共同施設の整備を支援
間伐材漁礁設置事業	間伐材を利用して、海洋資源を豊かにする沿岸漁場の整備開発を実施

5 都市基盤

市域全体の一体性の確立と均衡ある発展を目指し、基盤整備を推進するとともに、地域の歴史と伝統を活かしたまちづくりを推進する。

- ・ 市域の都市内交通の充実強化を図り、円滑な都市活動の向上を目指すため、道路の整備を推進する。

〈市が実施する主要な事業〉

事 業 名	事 業 概 要
道路の整備	<p>1 主要幹線道路の整備 一体化を促進するため、都市内交通の大部分を占める主要な幹線道路の重点的な整備</p> <p>2 生活道路の整備 市民の使用頻度の高い生活道路を整備</p>
バス路線維持対策事業	地域住民の重要な生活路線である不採算バス路線の存続と外出機会の創出と拡大による地域の活性化やコミュニティの向上を図るため、バス路線の維持対策を実施

6 行財政

多様化する市民ニーズを的確に把握とともに、市民と行政の役割分担を明確にし、サービスの質と水準、負担を市民とともに考え、決定していく協働によるまちづくりを推進する。

また、市民が地域への誇りと愛着を持ち、コミュニティ活動や交流を通じて、住みよい地域社会を形成することができる環境整備を推進する。

- ・ ヒト、モノ、カネ、情報のグローバル化の進展に対応できる人づくり、組織づくり、地域づくりを推進する。

〈市が実施する主要な事業〉

事 業 名	事 業 概 要
国際化の推進	社会の様々な局面でグローバル化が進行する中で、国際化に対応できる人づくり、組織づくり、地域づくりを推進

分野の概算事業費

(単位：百万円)

分 野	事 業 費
1 健康・福祉	—
2 文化・学習	405
3 生活環境	165
4 産業・経済	2,046
5 都市基盤	1,771
6 行財政	—
合 計	4,387

※この概算事業費は、普通会計ベースで積算しています。(運営費は対象外)
 また、将来の社会経済状況の変化に伴い、変動する場合があります。

V 公共施設統合整備の基本的考え方

公共施設の統合整備については、市民生活に急激な変化を及ぼさないようこれまでの実績を踏まえ、利便性や運営の効率性などにも十分配慮し、地域の特性や地域バランス、さらには財政事情を考慮しながら、計画的に進めていくことを基本とする。

VI 県事業の推進

1 静岡県が実施を予定する事業

事業名	事業概要
地すべり対策事業	県土の保全と民生の安定を図るため、地すべり対策事業を推進する。 白井沢
治山事業	土砂災害から生命、財産を守るために、治山事業を推進する。 檜野
畠地帯総合整備事業	農業における担い手の育成・強化を図り、意欲ある農業経営体が活躍できる生産基盤・環境整備を総合的に推進する。 西山寺阿僧地区
農道整備事業	農業生産の近代化及び農業生産物の流通の合理化を図り、併せて農村環境の改善に資する農道の改良を推進する。 東山寺地区
急傾斜地崩壊対策事業	土砂災害から生命、財産を守るために、急傾斜地崩壊対策事業を推進する。 西山寺寺下
河川の整備	災害を未然に防ぐため、河川整備を推進する。 由比川
砂防事業	土砂災害から生命、財産を守るために、砂防事業を推進する。 白井沢

VII 財政計画

1 歳 入 (5年間の合計)

(単位：億円)

区分	金額	備考
地方税	6,945	
地方譲与税	1,069	
地方特例交付金	27	
地方交付税	462	
国・県支出金	2,030	
市債	1,801	
その他の	1,280	使用料、手数料等
合計	13,614	

2 歳 出 (5年間の合計)

(単位：億円)

区分	金額	備考
義務的経費	人件費	2,433
	扶助費	1,929
	公債費	1,911
	小計	6,273
投資的経費	普通建設事業費等	3,288
	小計	3,288
その他経費	物件費	1,614
	維持補修費	128
	補助費等	1,370
	その他の	941
	小計	4,053
合計	計	13,614

この財政計画は、普通会計ベースで推計しています。